堺市報道提供資料

令和８年 11 月 13 日提供

「（仮称）クリーンセンター東工場整備事業に係る配慮計画書」の縦覧及び意見書の受付を開始します

堺市では、堺市環境影響評価条例に基づき、「（仮称）クリーンセンター東工場整備事業に係る配慮計画書」を公表し、同配慮計画書の縦覧及び意見書の受付を開始します。

1 事業の概要

事業者の名称	堺市
対象事業の名称	（仮称）クリーンセンター東工場整備事業
事業予定区域	堺市東区石原町地内

2 縦覧期間

令和８年 11 月 13 日（金）～12 月 28 日（月）（土曜、日曜、祝日を除く）

3 縦覧場所等

場所	縦覧時間
環境共生課（堺市役所高層館４階） （堺市堺区南瓦町 3-1）	午前９時～午後５時 30 分
環境施設課（堺市役所高層館 20 階） （堺市堺区南瓦町 3-1）	午前９時～午後５時 30 分

※期間中は市政情報センター、東・北区役所市政情報コーナーでもご覧いただけます。

※配慮計画書の内容等の詳細は、以下の堺市ホームページをご確認ください。

https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/kankyo_hozen/kankyoassessment/tetsuzuki/higashiseisou.html

4　意見書の受付

縦覧期間中に配慮計画書に対する環境の保全の見地からの意見書を受け付けます。

提出方法	以下のいずれかの方法でご提出ください。 ○郵　送：〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1 堺市 環境共生課あて ○メ ー ル：kankyo@city.sakai.lg.jp
意見書の記載事項	・氏名及び住所 （法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） ・対象事業の名称 ・配慮計画書等についての環境の保全の見地からの意見 ※様式は自由です

※受け付けた意見書は、縦覧期間終了後速やかに写しを事業者に送付し、当該意見書の概要を記載した書類を縦覧します。

5　備考

環境影響評価制度	環境に影響を及ぼすおそれのある事業の内容を決めるに当たり、事業者自らが調査・予測・評価を行い、環境保全の観点からよりよい事業計画を作成する趣旨の制度。
配慮計画書	事業計画案の内容や事業計画案に対する環境への配慮等を記載した書類。

問い合わせ先	（縦覧及び意見書の受付に関すること） 担　当　課：環境局 環境保全部 環境共生課 電　　話：072-228-7440 ファックス：072-228-7317
	（事業内容に関すること） 担　当　課：環境局 環境事業部 環境施設課 電　　話：072-228-7453 ファックス：072-228-3971